

乳がん集団検診のお知らせ（要予約）

乳がんは、女性が一生のうちで1番かかりやすいがんです。40歳代後半から50歳代前半でピークを迎えますが、早期治療をすれば約9割の人が治ります。この機会に検診を受けてみませんか。

検診名	乳がん集団検診	
検査方法	超音波検査	マンモグラフィ検査
対象者	● 30～39歳 ● 40～64歳の偶数年齢	● 41歳以上の奇数年齢
自己負担	1,000円	1,000円（40歳代の方は2方向撮影のため1,700円）
定員	超音波検査・マンモグラフィ検査、それぞれひと枠13名ずつ	
受付時間	① 13:00～13:20 ② 13:45～14:00	
会場・日程	利根町民すこやか交流センター 5月29日(水)、30日(木)、31日(金)・6月1日(土)、3日(月)	
予約方法	【予約先】利根町保健福祉センター（電話68-8291） ※8:45～17:00 土・日曜日・祝日は除く 【予約開始】4月2日(火)～定員になり次第終了	

口腔に関するご案内

今年度の歯周疾患検診お知らせ

対象者限定で、歯周疾患検診を行います。対象の方には個人通知をしております。

【対象者】 2020年3月末現在の年齢で40・50・60・70歳の節目年齢に達する方

【受診券の有効期間】 2020年2月28日まで

【自己負担金】 500円

（生活保護世帯の方は無料になります。受診前に利根町保健福祉センターへ申請してください。）

【検診内容】

- ① 歯と口腔の状態確認
- ② 歯肉の状態確認
- ③ 検診後のアドバイス

※詳しい検診内容については、利根町保健福祉センターへ問い合わせください。

【受診できる歯科医院（町内協力医療機関）】

- 尾上歯科医院 68-9292 ○ 杉山歯科医院 68-6516
- 太子堂歯科医院 68-8080 ○ 平田歯科医院 68-8132
- 協和ガーデンクリニック 68-8118

▽問い合わせ先 利根町保健福祉センター

あなたのお口は大丈夫？

～口腔相談のお知らせ～

加齢による筋力の低下があるように、口腔機能も加齢とともに弱ることがあります。誤嚥性肺炎の予防やいつまでも美味しく食べるために、早めの改善や悪化予防に取り組みましょう。

このような症状はありませんか？

- 半年前に比べて固いものが食べにくくなった
- お茶や汁物でむせることがある
- お口の渇きが気になる

気になる症状がある方は、口腔相談をご利用ください。

【日時】 毎月第4火曜日 10時～14時30分
（1人30分～45分枠）
の予約制です。
（前日まで予約可能）

【内容】
歯科衛生士による個別相談

▽申し込み先
利根町保健福祉センター
いきがい支援係



子どもの定期予防接種

～計画的に接種しましょう～



▶ 問い合わせ
利根町保健福祉センター
利根町下曾根221-1 ☎68-8291

二種混合ワクチン（ジフテリア・破傷風）

乳幼児期に実施した三種混合に含まれる、ジフテリア・破傷風の免疫を、さらに高める目的で行われる予防接種です。

接種対象年齢：小学校6年生
（11歳の誕生日の前日から～13歳の誕生日前日まで）

麻しん風しん混合ワクチン（MR）

麻しん風しん予防接種は、2回の接種が決められています。麻しん（はしか）は感染力がとて強く、かかると重症化し脳炎などの合併症を起こすことがあります。対象の年齢になる方は、忘れずに接種を受けましょう。

※2期接種対象の方は、接種期限：2020年3月31日まで

接種対象年齢

- 1期：1歳の誕生日の前日～2歳の誕生日の前日まで
- 2期：平成25年4月2日生まれ～平成26年4月1日生まれ
（5歳以上7歳未満の就学前年度にあたる、いわゆる年長児）

利根町保健福祉センターイベント案内

（4月～5月）

● 育児相談・ワイワイサロン

日時：5月7日(火) 10:00～11:00

対象：全乳幼児

内容：保健師相談(育児相談)・栄養相談は当日の受け付け順。乳幼児親子の遊び場(ワイワイサロン)常時開催

● ヘルシー相談

日時：4月25日(木)・5月8日(水) 9:00～正午

内容：管理栄養士による栄養相談

予約：1週間前までに予約してください。

● 口腔相談

日時：4月23日(火) 9:30～13:45

内容：歯科衛生士による口腔機能相談

予約：前日までに予約してください。

● もの忘れ相談

日時：4月24日(水) 13:30～15:30

内容：「もの忘れ」の気になる方などの相談

予約：前日までに予約してください。

● 精神保健相談

日時：5月14日(火) 13:30～15:45

内容：専門職による相談

予約：1週間前までに予約してください。

利根町不妊治療費助成のご案内

特定不妊治療を受けられたご夫婦に治療費の一部を助成します。

【対象者】

- ① 法律上の婚姻をしている夫婦
- ② 茨城県不妊治療費補助金の交付決定を受けていること。
- ③ 補助金交付申請をする日より1年以上前から、夫または妻のいずれかが継続して利根町に住民登録していること。
- ④ 生計を一にする世帯の構成員の町税、介護保険料、国民健康保険税、保育所の保育料及び上下水道使用料に滞納がないこと。

【助成金額】

1回の特定不妊治療に要した費用の額から茨城県不妊治療費補助金、医療保険に関する法令等の規定または、加入健康保険組合等の規約より給付された額を控除した額（上限5万円）

【助成の回数】

対象年齢 43歳未満

- ・ 初回助成時に39歳までの方→通算6回まで
- ・ 初回助成時に40歳～42歳までの方→通算3回まで

▽問い合わせ先 利根町保健福祉センター

● 茨城県不妊治療費助成事業については、竜ヶ崎保健所にお問い合わせください。